

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 2 | 小児慢性特定疾病医療費の支給及び日常生活用具の給付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、小児慢性特定疾病医療費の支給及び日常生活用具の給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 小児慢性特定疾病医療費の支給及び日常生活用具の給付に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に規定する小児慢性特定疾病児童等に対して医療の給付等の事業、負担能力の認定又は費用の徴収を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 法第6条の2に定義する医療支援等に対し、法第19条の2、3及び5～8の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務を行う。 ①受給者証交付の申請、調査、決定事務 ②受給資格及び支給履歴の管理、確認 ③医療費支給申請の確認、審査、決定、支給事務 ④支給認定申請情報の登録</p> <p>小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱(平成27年雇児発0528第1号)及び奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則により、小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具の給付に関する事務を行う。</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報を小児慢性特定疾病児の日常生活用具の給付に関する事務において取り扱う。</p> |
| ③システムの名称 | 小児慢性特定疾病等医療助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム、日常生活用具給付台帳 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 小児慢性特定疾病医療費受給者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項及び別表第一(7の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条 ・番号利用条例 第4条第1項及び別表第一(2の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号) 第3条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費等支給関係情報」が含まれる26の項、56の2の項、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。) 第19条、第30条及び第44条 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号及び別表第二(9の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令 第8条 <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康医療部 保健所 保健予防課 |
| ②所属長の役職名 | 保健予防課長 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|-----------------|--|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年2月12日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年2月12日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------|---|---|------|-------------------------------|
| 令和2年5月1日 | 公表日 | 平成31年3月29日 | 令和2年5月1日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされない |
| 令和3年3月31日 | 公表日 | 令和2年5月1日 | 令和3年3月31日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされない |
| 令和3年3月31日 | Ⅱ-2 取扱者数 | 500人以上 | 500人未満 | 事後 | 誤字の修正 |
| 令和4年3月31日 | 公表日 | 令和3年3月31日 | 令和4年3月31日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされない |
| 令和4年3月31日 | ②法令上の根拠 | <p>・番号利用法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費等支給関係情報」が含まれる26の項、56の2の項、87の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。) 第19条、第30条及び第44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・番号利用法 第19条第7号及び別表第二(9の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令 第8条</p> <p>・番号利用法 第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条</p> | <p>・番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費等支給関係情報」が含まれる26の項、56の2の項、87の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。) 第19条、第30条及び第44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・番号利用法 第19条第8号及び別表第二(9の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令 第8条</p> <p>・番号利用法 第19条第9号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条</p> | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされない |
| | | | | | |